

相談

くらしの相談

市民相談

家庭内や身の回りのトラブルについての相談
市民相談室 ☎25-2703
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 8時45分～17時15分

消費生活相談

消費生活についての契約上のトラブル、架空請求やクーリングオフについての相談

室蘭市消費生活センター(本庁舎1階) ☎25-3100
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 9時～17時

室蘭消費者協会(栄町2-1-19) ☎23-1580
月曜・水曜・金曜日 10時～15時30分

道立消費生活センター(札幌市中央区北3条西7丁目) ☎050-7505-0999
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 9時～16時30分

週末電話相談実行委員会 ☎011-612-7518
土曜日 13時～16時

交通事故相談

交通事故に関する相談

弁護士による交通事故相談
日弁連交通事故相談センター室蘭相談所(中島町1-24-11札幌弁護士会むろらん法律相談センター内) ☎47-8373
金曜日 13時～16時(予約制)
※電話による相談は、☎011-242-5225へ。
月曜・水曜日(祝日を除く)、10時～15時

北海道交通事故相談所(札幌市中央区北3条西6丁目) ☎011-204-5220(面接は予約制)
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 9時～16時30分

法律相談

弁護士による相談

市民相談室 ☎25-2703
毎月第2・4土曜日 9時～12時
(相談時間は30分以内、予約制、各先着5人)
※会場は中小企業センターです。

司法書士による相談(初回のみ無料)

札幌司法書士会総合相談センター ☎46-8585
水曜日 17時30分～20時30分(予約制)
※会場は中小企業センターです。

弁護士による多重債務相談

札幌弁護士会多重債務解決センター(中島町1-24-11
札幌弁護士会むろらん法律相談センター内)
☎47-8373
月曜・水曜・金曜日 13時～16時(予約制)

行政相談

行政相談員による定例行政相談

北海道管区行政評価局 ☎011-709-1803
毎月第2・4木日(祝日は除く) 13時～15時
※会場は、第2木曜日が丸井今井室蘭店、第4木曜日が中小企業センターです。

行政評価局職員による相談

北海道管区行政評価局 ☎0570-090-110
8時30分～17時15分(土曜・日曜日、祝日や夜間は留守番電話)

人権相談

人権に関する相談

札幌法務局室蘭支局(入江町1-13) ☎22-5111
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 8時30分～17時15分

税の相談

夜間・休日納税相談

納税課 ☎25-2314・2321・2708・3177
実施日は納税通知書の封筒や広報むろらんでご確認ください。
夜間: 17時30分～19時、休日: 10時～15時

子育て相談

育児や子育ての悩み相談

子育て相談ふれあいセンター ☎45-6246
常盤保育所子育て支援センターらんらん ☎25-6002
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 8時45分～17時15分

子育て相談夜間ホットライン ☎23-6650(わかすぎ学園)
毎日 17時～22時

母子家庭相談

母子家庭などの母親が抱える悩みや自立に向けた生活・仕事などに関する相談
子ども家庭課母子自立支援員 ☎25-5551・2705
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 8時45分～17時15分

子どもや児童虐待に関する相談・通報

子どもの家庭・学校生活に関する悩みや児童虐待に関する相談、通報
子ども家庭課家庭児童相談員 ☎25-2705
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 8時45分～17時15分

児童虐待専用ホットライン ☎25-2590
(24時間対応)

室蘭児童相談所 ☎44-4152
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 8時45分～17時30分
(虐待など緊急の場合は24時間対応)

健康相談

生活習慣病の予防や健康づくりに関する相談

健康づくり課 ☎45-6610
※実施日は広報むろらんでご確認ください。

高齢者に関する相談

高齢者虐待に関する相談

介護福祉課福祉総務係 ☎25-2872
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 8時45分～17時15分

最寄りの地域包括支援センター(24時間対応)
詳細は83ページをご覧ください。

女性が抱える問題や家庭内暴力DV(ドメスティックバイオレンス)に関する相談

家族や夫婦関係における悩み、配偶者やパートナーからの暴力に関する相談
子ども家庭課婦人相談員 ☎25-2705
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 8時45分～17時15分

配偶者暴力相談支援センター(胆振支庁環境生活課内)

☎22-5286
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 9時～17時

家庭児童相談室専用メール

子どもや家庭などに関する悩みや相談に関する専用メール
✉kateisoudan@city.muroran.lg.jp

障がいを持つ人に関する相談

精神障がい者の社会復帰利用施設利用などに関する相談

健康づくり課 ☎45-6610
※実施日は広報むろらんでご確認ください。

身体・知的障がい者と家族のための障害福祉サービス利用などに関する相談

障害者福祉総合センター
☎45-6611 ☎45-1003
毎月第3金曜日 13時～16時

労働相談

労働や就業に関する情報提供や相談先の案内

産業振興課 ☎22-1117
8時45分～17時15分 ※職業紹介はしません

労使間のトラブルや労災補償などに関する相談

室蘭労働基準監督所(入江町1-13) ☎23-6131
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 9時～17時

労働相談、労働条件、労使関係などの相談全般

連合北海道室蘭地区連合会(みゆき町2-9-5)
☎41-0505
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 9時～17時

就業相談

就業相談や求人情報の提供

ハローワークむろらん(海岸町1-20-28)
☎22-8689
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 8時30分～17時15分

ハローワークプラザ中島(中島町2-24-1)
☎47-8103
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 9時～17時

消費生活の豆知識

手口がどんどん巧妙化してくる振り込め詐欺等に対して、少しでも知識をつけて快適な生活を送りましょう。

振り込め詐欺

架空請求	突然ハガキで「未払いがあります」、「訴訟を起こされています」と通知がきて、焦って電話をすると、「裁判取り下げ費用」などといってお金を要求されます。
オレオレ詐欺	家族や警察を名乗って、突然電話をしてきて「交通事故を起こして示談金が必要だ」、「会社のお金を不正に使ってしまった」などと、お金を至急口座に振り込むように要求してきます。
ポイント	裁判所からの通知がハガキで届くことはありません！身に覚えのない請求は無視してください。警察からの示談金要求はありません。必ず家族に相談し、自分がもともと知っている本人の電話番号や職場などに電話を試みましょう。

その契約は大丈夫？

■催眠商法

手口	「無料で日用品の配布をします」や、「くじを引かせて「当選しました！」などと言って、空き店舗やホテルの一室に連れて行き、無料で商品を配って興奮状態になったところで、高額な商品の契約をせまります。
主な商品	健康食品・ふとん・家庭用電気治療器など
ポイント	「ただより高い物はない」と、安易について行かないようにしましょう。会場に入ってしまうと、契約するまで帰してもらえないことがあります

■点検商法

手口	「無料点検をしています」などと言って家を訪問し、点検後に「このままだと危険です」と不安をあおって高額な商品や工事の契約をせまります。
主な商品	床下換気扇・ふとん・浄水器・屋根・灯油タンクなど
ポイント	訪問販売で、社名や販売目的を告げないことは、法律違反です。本当に必要な契約なのか、価格については地元の業者など何社も見積もりを取ることが大切です。

■マルチ商法

手口	「誰でも簡単に儲かる話がある」と言われ、セミナー等に誘われます。自分が商品を買えば、手数料が入り高収入が得られると言われ、商品を購入して、ピラミッド型に会員を増やす組織に加入をせまられます。
主な商品	健康食品・化粧品・浄水器など
ポイント	「簡単に儲かる」、「月100万円も夢じゃない」という甘い言葉に惑わされないでください。簡単に儲かればみんなお金持ちです。友人・知人を巻き込むため、人間関係を壊してしまう危険があります。興味がない・必要がないと思ったら、相手が友人でも勇気を出して断りましょう。

インターネットトラブル

携帯電話やパソコンを利用したインターネットのトラブルが増えています。

完全無料だと思って登録したら、登録料を請求された

消費者の意志を確認する画面を設ける措置を講じていなければ、消費者は勘違いによる契約だと、契約無効の主張ができますので、払う必要はないと考えられます。

迷惑メールにアクセスしただけで、料金を請求された

アクセスしただけで、契約が成立しているとは言えません。契約とは双方の合意があって成立するものであり、一方的な請求に応じる必要はありません。

もう1度冷静に考えてみましょう

市の職員や公的機関などがATMの操作をお願いすることは絶対ありません。

「還付金があります。今すぐATMまで行ってください」などと電話がきても、行かないでください。

ATM(現金自動預払機)を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対に出来ません。

お金を要求されなくても、個人情報を聞き出すことを目的とする場合もあります。

個人情報を悪用することを目的として、さりげなく個人情報を聞き出してくる事がありますが、不用意に話さないよう心がけましょう。

消費について勉強してみませんか？

消費者講座

悪徳商法などの消費生活にかかわりの深い問題をテーマに、各種の情報を提供する講座で、町内会や老人クラブ、学生などの団体を対象に講師を派遣します。

・市民生活課生活安全係(無料)

予約制 ☎25-2381

(土曜・日曜日、祝日を除く毎日8時45分～17時15分)

・室蘭消費者協会

予約制 ☎23-1580

(月曜・水曜・金曜日 10時～15時30分)

消費者力検定

財団法人日本消費者協会では消費者力検定を行っています。

契約・悪質商法、衣・食・住生活、生活経済や環境についての問題が出題されますので、自分の消費生活に対する認識力を判断する材料となります。

詳しくは(財)日本消費者協会のホームページ(<http://www.1.sphere.ne.jp/jca-home/>)でご紹介しています。

この他にも、いろいろな商法や詐欺などがたくさんあります。少しでもおかしいと思ったら、室蘭市消費生活センターに相談(無料)してください。
室蘭市消費生活センター(本庁舎1階) ☎25-3100
9時～17時(土曜・日曜日、祝日を除く毎日)